

# 令和7年度宿舎借上げ支援事業について

---

令和7年9月2日  
こども未来局幼保運営課

# 令和7年度宿舎借上げ支援事業について

## 1 交付申請について

例年より交付申請の開始が大幅に遅れており、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

### （1）本市の交付申請の開始時期

国実施要綱がR7.8.21付けて発出されたため、市としての方針確定や準備ができ次第、開始予定です。

### （2）国要綱改正の状況について

上記のとおり国実施要綱及びFAQの発出がありました。  
次ページ以降にて、内容についてご説明します。

# 令和7年度宿舎借上げ支援事業について

## 2 R7国要綱の内容について ①

### （1）対象者及び対象期間（要綱抜粋）

本事業の対象者は、保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士とする。本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができますとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

（国FAQより）R6年度以前に宿舎借上げ補助を受けていた場合の取り扱い

	R7.3.31	R7.4.1	R8.3.31	R8.4.1
①R6年度末までに退職し、R7年度に入って再就職の場合→対象	A法人で利用→○	B法人で利用→○		
②R7年度に入って退職し、R7年度中に再就職の場合→対象外	A法人で利用→○	B法人で利用→×		
③R7年度中に退職し、R8年度に再就職の場合→対象外	A法人で利用→○		B法人で利用→×	

# 令和7年度宿舎借上げ支援事業について

## 2 R7国要綱の内容について ②

### （2）経過措置（対象年数）

R6以前から継続の対象者には従前の経過措置あり。

### （3）補助対象経費（※案のため未確定）

月額65,000円（R6の63,000円より引き上げ）

※市からの補助上限額は4分の3の48,750円